

平成26年8月1日

共同研究相手方各社 様へ

高知大学 地域連携推進センター

企業との共同研究等から生じた知的財産権の取扱いについての基本方針

日頃は高知大学の研究につきまして、多大のご協力を賜りありがとうございます。

さて、旧国立大学時代の特許関連経費は、文部科学省から予算措置がなされていたところですが、平成16年度以降は各国立大学法人内部で所要の予算措置を行うこととなりました。

つきましては、16年度以降に発生します知的財産権につきまして、本学としては下記のとおり各社様にお願いすることを基本として考えております。

事情ご賢察の上、何卒ご協力いただくようよろしくご検討方お願いいたします。

記

1. 共同出願とさせていただきます。
2. 持分については、貢献度等を勘案し、発明者の状況を地域連携推進センターが調査の上、御社と協議させていただきます。
3. 出願費用、権利化費用、維持費用、等（各々弁理士費用を含む）に要する費用については御社に全額ご負担をお願いします。
なお、実施料収入が入った範囲で、前記負担していただいた分（持分で按分した分）を、当該実施料収入から御社に償還させていただきます。
4. 費用をご負担いただいた場合には、大学は不実施機関となり、原則5年間、御社が独占的に実施することが可能となります。
この期間は、正当な理由なく実施しないときを除いて延長可能といたします。
5. 実施された場合には、実施契約で定める実施料を大学にお支払い願います。
但し、実施料については当初に定めることが困難な場合は、別途協議とすることとさせていただきます。
6. 外国出願につきましては、科学技術振興機構（技術移転支援センター）の外国特許出願支援制度の活用も検討したいと考えております。
この制度の審査に通れば、大学が行なう外国出願の権利化までの費用の支援（但し、大学持分割合分のみ）を受けられることとなります。

【本件に関する連絡先】

高知大学 研究国際部 地域連携課 知的財産係

洞口 由美、白米 英里

〒780-8073 高知市朝倉本町2-17-47

Mail:kt05@kochi-u.ac.jp

Tel:088-844-8418

Fax:088-844-8556

大学HP <http://www.kochi-u.ac.jp/JA/>